

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年(令和3年)

April 4月号

## 令和2年の一般労働条件に関する相談状況について



ネモフィラ畑（鹿児島市）

【写真提供：村山 隆氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和2年の一般労働条件に関する相談状況について.....	2
労働基準関係人事異動.....	3
令和2年度年末年始建設業一斉調査の実施結果.....	4
災害に学ぶ ～機械の非定常作業時の 「はさまれ・巻き込まれ」災害～.....	5
令和3年 業種別死傷災害発生状況（2月末速報版）.....	6
パワーハラスメント対策に取り組んでいますか.....	7
事業主の皆様へ アルバイトの労働条件を確かめよう!.....	7
事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!!.....	8

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は電子申請を利用しましょう!.....	9～10
外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のご案内.....	11
さんぽセンター （鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内.....	12
第37回安全衛生標語募集のご案内.....	13
休暇を取って、春を感じませんか?.....	14
令和3年度健康診断のご案内 ～ヘルスサポートセンター鹿児島～.....	15
令和3年5月の講習開催のご案内.....	16

### さくらじま

新年度を迎え、就職や転勤・引越など、新たな生活が始まる人も多いのではと思う。

自分自身を振り返ると、職場に入って37年目になるが、転勤を21回、転居を11回繰り返してきたこともあり、暖かさと肌寒さが交ざった春の風を感じると、自分の転勤や引越しがなくても、期待と不安の入り交じった複雑な気持ちになる。

環境が変わると人間関係を含め、それなりにストレスが生まれると思うが、思えば小さい頃から入学や進級に伴うクラス替えなどで、知らず知らずのうちに環境変化への対

応やコミュニケーション能力形成に取り組み、社会人になってからのストレスに順応するよう訓練していたのかもしれない。

現在は、新型コロナの影響により、皆が一堂に集まるのが難しく、同じ環境の仲間と直接会って話す機会も少なくなっていることでストレス発散も難しい面もあると思うが、趣味での気分転換や睡眠・運動などで、心身の健康維持に努めてほしいと思う。

新型コロナの収束は、まだまだ見えないが、今月から高齢者へのワクチン接種も始まる。来年の春には満開の桜の下で皆でビール片手に盛り上がりたいたいものである。

# 令和2年の一般労働条件に関する相談状況について

鹿児島労働局監督課

令和2年1月から12月までに鹿児島労働局及び管内の5労働基準監督署に寄せられた労働相談件数は9,315件で、主な相談事項件数は次のとおりです。

## 〈令和2年（1月～12月）に関する相談件数一覧表〉

	令和2年		令和元年		増減(前年比)		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
相 談 件 数	9,315	100.0	8,791	100.0	524	6.0	
主要相談事項	労働契約	469	5.0	470	5.3	-1	-0.2
	解 雇	1,623	17.4	1,371	15.6	252	18.4
	賃金未払(不払い残業含む)	2,412	25.9	1,925	21.9	487	25.3
	労働時間	470	5.0	557	6.3	-87	-15.6
	時間外・休日労働	1,020	11.0	1,269	14.4	-249	-19.6
	年次有給休暇	1,198	12.9	1,342	15.3	-144	-10.7
	最低賃金	124	1.3	195	2.2	-71	-36.4

令和2年の相談件数は前年と比較すると**524件(6.0%)の増加**となっております。

主な相談事項を見ると、最も多かったのが「賃金未払(不払い残業含む)」で、次いで「解雇」、「年次有給休暇」の順に多くなっております。

そのうち上位2事項以外は前年より減少しているものの、上位2事項では「賃金未払(不払い残業を含む)」が前年よりも500件弱、「解雇」が250件強も大幅に増加しています。

以上の結果について、要因は各相談事項の内容によって様々に異なるため、統計上では明確に列挙できないものがありますが、令和2年が例年と大きく異なった社会情勢として新型コロナウイルス感染症の影響が考えられ、多かれ少なかれその影響が要因の1つとして否定できないものです。

ついで、鹿児島労働局では令和2年の相談件数の結果を重要視し、賃金不払い残業の防止や解雇の適正な手続きに向けて、企業への立入調査・指導を強化していくとともに、労務管理の改善に対する取り組みや立て直しの支援等に積極的に取り組んでいきます。

【お問い合わせ先：  鹿児島労働局監督課 (☎099-223-8277)】

## 令和3年春の全国交通安全運動が始まります

期 間 令和3年4月6日(火)～15日(木)までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

スローガン 横断は しっかりよく見て たしかめて

- 運 動 重 点
- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
  - 自転車の安全利用の推進 ～「かごしま自転車条例」の理解促進～
  - 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上



## ＜令和2年度 年末年始建設業一斉調査の実施結果＞

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの年末年始の期間をとらえて、管内の5労働基準監督署において建設現場に対する一斉調査を実施しました。

その結果、立入調査を実施した136現場のうち66現場（48.5%）で労働安全衛生法違反が認められ、昨年度に比べて違反率は5.6ポイント上回りました。

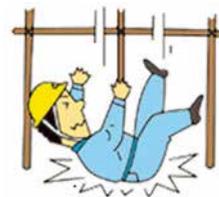
法違反事項別では、足場や作業床の墜落防止措置に関する法違反が最も多くて72件が認められました。

また、重篤な労働災害につながるおそれがあると判断して「使用停止等の命令書」を18現場で交付しました。

建設業	調査実施現場数	法違反現場数	重大悪質違反現場数	使用停止等現場数	違反率(%)
土木工事	91	32	3	3	35.2
建築工事	45	34	2	15	75.6
合 計	136	66	5	18	48.5

### ● 主な法違反の内容

- ◆ 「**墜落・転落防止**」に関する違反（71件）  
作業床の端・開口部等からの墜落防止、足場に関する措置等
  - ◆ 「**元請けの統括安全衛生管理**」に関する違反（29件）  
関係請負人に対する措置等
  - ◆ 「**建設機械等**」に関する違反（20件）  
資格、作業方法、点検等
- ※ 件数は、元請人と関係請負人に対する違反件数の合計を示しています。



### ● 重篤な労働災害につながるおそれがあると判断して「使用停止等の命令書」を交付した事例

- ◆ 建築物の躯体と外部足場との隙間に、足場を組立てる等により作業床を設けていなかったもの。
- ◆ 足場において、手すり、中さん等を設けずに作業を行わせていたもの。
- ◆ 法面の端に手すり等の墜落防止措置を講じていなかったもの。
- ◆ 移動式クレーンの巻過防止措置が破損していたもの。

### 【 速 報 値 】

令和2年の建設業において、休業4日以上労働災害による死傷者数は291人（前年同期比▲2.3%）、死亡者数は3人（前年同期比▲50.0%）となっていますが、そのうち事故の型別では「墜落・転落」による死傷者数が94人で全体の3割以上を占めており、近年はこの傾向に変化がありません。

鹿児島労働局では、建設工事現場における労働災害防止対策（特に「墜落・転落災害防止対策」）を重点項目として、年間を通じた建設工事現場の立入調査に取り組んでいます。

年度初めを迎えると同時に完工時期を迎える工事も増加し、様々な作業が軽率化してくることも懸念されますので、引き続き建設工事現場に対する立入調査を実施するとともに、各現場における安全管理の徹底を呼び掛けてまいります。

【お問い合わせ先：  鹿児島労働局監督課（☎099-223-8277）】

## 災害に学ぶ

# 機械の非定常作業時の 「はさまれ・巻き込まれ」災害

鹿児島労働局健康安全課

### 1 はじめに

「はさまれ・巻き込まれ」災害は、依然として多く発生しており、令和2年の鹿児島県内における休業4日以上労働災害の約1割を「はさまれ・巻き込まれ」災害が占めています。

「はさまれ・巻き込まれ」災害の多くは、機械の保守点検、トラブル処理、調整等のいわゆる非定常作業中に発生しており、災害を防ぐためには、作業時に機械の運転を止めることが重要になりますが、機械の運転停止を行わずに作業を行って被災するケースが後を絶たない状況にあります。

今回は、機械の非定常作業中に発生した災害について紹介します。

### 2 災害発生状況

災害は、さつま芋から菓子に使用する原料を製造する工場で発生しました。

被災者は、焼き芋処理されたさつま芋の表皮を取り除く皮取り機の近くで作業を行っていましたが、コンベアで搬送されたさつま芋が皮取り機入口のローラーに詰まった状態となったため、皮取り機の運転を停止せずヘラを使ってさつま芋を機械の中に押し込もうとしたところ、左手で持っていたヘラが回転するローラーに巻き込まれました。

一瞬の出来事であったため、被災者はヘラから左手を離すことができず、そのまま左手先から上腕部までローラーに巻き込まれ、左上腕を切断する大怪我を負いました。

### 3 発生原因と防止対策

災害の発生原因としては、次の点が考えられます。

- ・皮取り機で発生したさつま芋の詰まりを解消する際に、皮取り機の運転を停止しなかったこと。
  - ・さつま芋の詰まり等、皮取り機に異常が発生した際の作業方法、作業手順等が明確に定められておらず、さつま芋の詰まり解消のため安易にヘラを使用してしまったこと。
- 災害を防止するためには、以下の対策が必要と考えられます。
- ・皮取り機の点検、そうじ、調整等の作業（非定常作業）を行う際は、必ず機械の運転を停止させてから作業を行うこと。
  - ・非定常作業が発生した場合を想定したリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメント結果をもとに、非

定常作業における作業手順、作業方法を定め、関係労働者に周知すること。

本件災害においては、焼き芋処理されたさつま芋が皮取り機手前で詰まった状態となり、被災者には、早く処理しなければという焦りがあったかもしれません。

機械にトラブルが発生した場合、一刻も早くトラブルを処理することに意識が集中し、機械の運転を停めてから対処するという意識が抜け落ちてしまうケースが見受けられます。

また、一人で機械の非定常作業を行う場合、作業員以外の者が、停止していた機械を非定常作業中と気づかず稼働させてしまい、作業中の労働者が機械に巻き込まれて被災したケースもあります。

これらを未然に防ぐためには、法律に基づく対応はもとより機械の非定常作業が発生した場合を想定したリスクアセスメントを実施し、危険要因に対する作業員の意識を高めるとともに、危険防止対策を効果的に実施することが重要になります。

リスクアセスメントでは、作業中に考えられる危険要因を洗い出し、洗い出した危険要因を除去、若しくは低減する対策を決定していきます。

機械で発生するトラブルを事前に想定することは難しいかもしれませんが、多くの関係労働者で意見を出し合えば、様々な意見が出されるのではと思います。

### 4 おわりに

業務の効率化や省力化を図るため、様々な業種で機械装置が導入、使用されています。通常作業では機械が作業を行うため、人間が直接手を加えることは多くありませんが、想定外の出来事が起きたときは、どうしても人間の目や手が必要になってきます。

機械の非定常作業が発生した際には、機械の運転を停止させることは言うまでもありませんが、作業員が容易に確認できる箇所に「トラブル発生時は必ず機械を止めること」を掲示するなど、注意喚起や安全作業方法の遵守を促すための「安全の見える化」を進めることで、トラブル発生時の運転停止を意識させる効果があると考えられます。

今年も4月になり、新年度が始まりますが、事業場によっては、新規入社、転勤、異動などで新しい環境での作業が始まる方も多いかと思います。

労働安全衛生規則第35条では、事業者に対して、新たに雇い入れた労働者、又は作業内容に変更があった労働者に、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について教育を行うことを義務付けています。

通常作業での作業手順や安全対策等について教育することは当然ですが、トラブルが起きた際に慌てて作業してケガすることがないように、トラブル発生時の対処方法、連絡体制等についても十分な教育を行ってください。

令和3年2月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	224	2	202	2	22	0
1 製造業	41	0	33	0	8	0
1 食料品製造業	26		24		2	
4 木材・木製品製造業	3		1		2	
9 窯業土石製品製造業	3		0		3	
11～12 金属製品製造業	1		1			
13～15 機械機具製造業	2		3		-1	
上記以外の製造業	6		4		2	
2 鉱業	0	0	1	0	-1	0
3 建設業	39	1	30	1	9	0
1 土木工事業	14		11		3	
2 建築工事業	22		15	1	7	
3 その他の建設業	3	1	4		-1	
4 運輸交通業	31	0	30	0	1	0
1 鉄道・航空機業	1		1			
2 道路旅客運送業	0		2		-2	
3 道路貨物運送業	29		27		2	
4 その他の運輸交通業	1		0		1	
5 貨物取扱業	3	0	1	0	2	0
1 陸上貨物取扱業	0		1		-1	
2 港湾運送業	3		0		3	
6 農林業	5	1	10	1	-5	0
1 農業	1		7		-6	
2 林業	4	1	3	1	1	
7 畜産・水産業	9	0	13	0	-4	0
8 商業	28	0	31	0	-3	0
1 卸売業	5		3		2	
2 小売業	21		21			
3 理美容業	1		1			
4 その他の商業	1		6		-5	
9 金融・広告業	4	0	0	0	4	0
11 通信業	3	0	4	0	-1	0
12 教育・研究業	2	0	1	0	1	0
13 保健衛生業	33	0	20	0	13	0
1 医療保健業	16		3		13	
2 社会福祉施設	16		17		-1	
3 その他の保健衛生業	1		0		1	
14 接客娯楽業	9	0	14	0	-5	0
1 旅館業	1		2		-1	
2 飲食店	7		3		4	
3 その他の接客娯楽業	1		9		-8	
上記以外の事業	17		14	0	3	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	10		8		2	
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	7		6		1	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	29	0	28	0	1	0
第三次産業（8～17）	96	0	84	0	12	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したものの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

（訂正とお詫び） 前月号（749号）の業種別死傷災害発生状況の表中に次のとおり誤りがあり、訂正とお詫びを申し上げます。  
 【誤】令和2年⇒【正】令和3年、【誤】令和元年⇒【正】令和2年

第80回 全国産業安全衛生大会

2021 IN 東京

開催日 令和3年**10月27日（水）～29日（金）**

会場 東京国際フォーラム

参加料 一般：13,200円（税込） 会員：6,600円（税込）

大会テーマ **働く人の安全・健康・幸せを未来に伝える人づくり**

# パワーハラスメント対策に取り組んでいますか

## ～中小企業は令和4年4月から義務となります～

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。中小企業は、令和4年4月から義務となります。速やかに取組を進めてください。

### 施行時期

鹿児島労働局雇用環境・均等室 電話：099-223-8239

大企業は  
令和2年6月1日

中小企業は

令和4年4月1日

（令和4年3月31日  
までは努力義務）

### パワーハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置（指針の内容）

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- 4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

すべての事業主  
令和2年6月1日

### 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由として、事業主が解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止

は周対パ  
、知策ワ  
文書の規ハ  
書の規定ラ  
例の定防  
止

鹿児島労働局ホームページ

→各種法令・制度・手続き

→雇用均等関係

→男女の雇用均等・両立支援

「ハラスメント防止のための社内対応例」



他社の取組、社員研修資料・動画などは・



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



## 事業主の皆さんへ

# 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

鹿児島労働局雇用環境・均等室

### 【重点事項】

- ・ アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
- ・ 学業と両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- ・ 労働時間を適正に把握する必要があります。
- ・ 商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません！
- ・ 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません！

平日夜間・土日の相談は  
労働条件相談ホットラインへ

はい！ るろどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！  
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→  
ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



厚生労働省 鹿児島労働局 雇用環境・均等室  
☎099-223-8239

**事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!!**

鹿児島労働局職業安定課

- 雇用保険の各種手続きは、ハローワークの窓口に来所することなく、インターネットを利用して「電子申請」を行うことができます。
  - 電子政府の総合窓口e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp>) をご利用ください。電子申請なら、いつでも申請が可能で、コストをかけずに申請ができます。
  - 令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されています。  
特定の法人とは、資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人などになります。
  - 離職により被保険者でなくなった場合は、「資格喪失届」「離職証明書」を離職日の翌日から10日以内に管轄ハローワークへ提出してください。  
離職者への「離職票」の早めの交付は、不利益を生じさせないために重要なこととなりますので、必ず期限内の提出をお願いします。
  - 労働者を雇用した場合（週20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる場合）は、「資格取得届」を提出しましょう。（翌月10日まで）
  - 雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします。  
マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載がない場合には返戻していますので、記載の上、再提出をお願いします。
  - 外国人を雇用する事業主は雇入れ・離職の際に在留カード番号の記載が必要です。在留期間・在留資格が最新の内容になっているかご確認ください。
- ※ハローワークでは、離職票の発行手続きを最優先として行いますので、資格取得届の提出につきましては、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださるようお願いいたします。  
また、来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。 お問い合わせ先＝県内各ハローワーク

**県内の雇用失業情勢について**

鹿児島労働局職業安定課

**【令和3年1月分】**

県内有効求人倍率 1.11倍（前月比0.02P増）  
全国平均有効求人倍率 1.10倍（前月比0.05P増）

県内正社員有効求人倍率 0.96倍（前年同月比0.10P減）  
全国正社員有効求人倍率 0.87倍（前年同月比0.26P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の活用により雇用の維持が図られていることに加え、国や県の各種施策により一部では求人数の復調が見られますが、新型コロナウイルス感染拡大による先行きへの不透明感は依然として強く、企業における雇入れの判断も概ね慎重になっています。応募の選択肢となる有効求人数が前年と比べて減少し、求職活動の長期化も続いているため、感染予防対策を前提とした施策を展開しつつ、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

**各種助成金、活用してみませんか？**

鹿児島労働局職業対策課

**【産業雇用安定助成金】**

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用を維持する場合に出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。
- 助成内容

**【出向運営経費】**

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練等の経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

**【出向初期経費】**

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



# 労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう！

## 届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** . . . . . **51種類**  
 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）  
 就業規則（変更）届出  
 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** . . . . . **9種類**  
 最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です！

令和3年4月から、

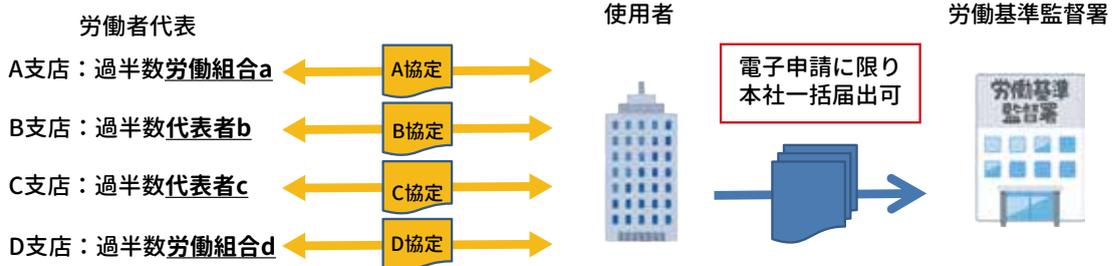
- ① e-Gov からアカウントを登録
  - ② フォーマットに必要事項を入力
- の2ステップで、届出・申請が可能になります！



NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

これまで、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、  
**令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。**



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則（変更）届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。  
 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます！



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
  - ✓ 就業規則(変更)届
  - ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- について受付印を受け取ることができます。



電子申請の利用方法・お問合せ先は裏面をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 電子申請の利用方法

「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。  
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、 で検索してください。

## 電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ **Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない**

✓ **Q. 操作方法がわからない**

① **事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先**

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで  
土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ **Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい**

② **各届出などに関するお問い合わせ先**

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

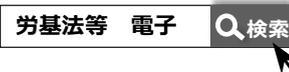
【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ **労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ**

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」



鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局監督課外国人労働相談コーナーでベトナム語による  
Góc tư vấn người lao động nước ngoài Phòng thanh tra Cục lao động tỉnh Kagoshima  
労働条件、労働災害などに関する相談を受け付けています  
Nhận tư vấn các vấn đề như điều kiện lao động, tai nạn lao động v.v. bằng Tiếng Việt



場 所 : 鹿児島労働局監督課  
(鹿児島市山下町 13-21 合同庁舎 2 階)

Địa chỉ : Cục lao động Phòng thanh tra  
(Kagoshimashi Yamashitachou 13-21 goudou chousha tầng 2)

開設日時 : 水曜日午前 9 時 00 分~午後 4 時 30 分  
Thời gian : thứ 4 hàng tuần 9:00sáng ~ 4:30 chiều

電話番号 : 099-216-6100  
SDT : 099-216-6100



# さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

## Webセミナーを開催します！

**参加無料**

## 1. 新入社員のためのセルフケアWebセミナー

さんぽセンターでは、今春入社されました社員等を対象としたWebセミナーを開催いたします。セミナーでは、これから職業生活を送るための健康管理として、食生活を含む生活習慣やメンタルヘルスケアについて解説します。是非ご参加ください！

日時：令和3年4月23日（金）14時～16時 ※定員100名

内容：テーマ1「**新入社員の生活習慣からつくる人生！**」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員  
徳永 龍子（保健師、鹿児島純心女子大学名誉教授）



テーマ2「**メンタルヘルスケア～ストレスへの気づきと対処～**」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員  
豊里 修（社会保険労務士、産業カウンセラー）

対象者：新入社員、若年労働者に限らず、人事労務担当者、管理監督者等の参加も可能です。

## 2. 衛生委員会活性化Webセミナー

※令和2年11月30日（月）に開催したWebセミナーと同じ内容です。

労働者数50人以上の全ての事業場では、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催することが義務付けられています。議題のマンネリ化や衛生委員会を開催する際にお困りのことはございませんか。当Webセミナーでは、独立行政法人労働者健康安全機構が作成したDVD映像、資料「衛生委員会活性化テキスト」を使用して、衛生委員会を実施する上でのポイントをわかりやすく解説します。

日時：**令和3年4月26日（月）14時～15時30分** ※定員100名

対象者：事業者、衛生管理者、人事労務担当者など

※産業医も参加できますが、日医認定産業医の単位取得はできません。



## 申込方法等

申込方法：HPメールフォーム、QRコード

申込期限：**各セミナー令和3年4月19日（月）まで**

※参加URL、ミーティング番号（アクセスコード）、ミーティングパスワード等を

**4/22（木）までにメールにてご案内**します。

※ご記入いただいた個人情報は、セミナーに関するご連絡、セミナーの参加登録以外で使用することはありません。

申し込みはこちらから



<https://ssl.formman.com/t/rtbm/>



【問い合わせ先】

独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎099-252-8002）

# 第37回安全衛生標語の募集について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）では、広く国民一般の安全衛生意識の高揚を図るため、安全衛生標語の公募を実施しています。

本年も実施されますので、多数のご応募をお待ちしています。

応募要領は、中災防ホームページにおいてご覧いただけます。

なお、詳細は、中災防総務部広報課（電話 03-3452-6449）へお問い合わせ下さい。



### 新しい働き方・休み方が始まっています。

実践する第一歩として「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！  
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば  
休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善ポータルサイト



年次取得特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト [検索](#)

### 働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務



特産産地で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

# 令和3年度 健康診断のご案内

## ～健康診断は予防の最前線～

ヘルスサポートセンター鹿児島

ヘルスサポートセンター鹿児島では、産業保健分野の拡充と各種がん検診の充実を進め各種健康診断を実施致します。皆様のご利用をお待ち申し上げます。

### このような健診をご用意しました。

- ①健康診断 毎日健康で働き続けるために
- ②協会けんぽによる一般健診 生活習慣病予防のために
- ③追加検査各種 自分の身体をこの機会により詳しく
- ④人間ドック もっと安心するために時間をかけて
- ⑤労災二次健康診断・産業保健外来 健康の評価と支援やメンタルケア

〈参考〉健康診断案内書

※案内書の必要な方はヘルスサポートセンター鹿児島（電話 099-267-6292）までご連絡下さい。

**健康診断は  
予防の最前線！**

FOR YOUR HEALTHY LIFE

2021年度  
（協会けんぽ・労災健康保険適用外）

**ヘルスサポートセンター鹿児島**  
健康診断のご案内

### お申込方法

健康診断申込書を速送してください。FAXで申し込まれても結構です。日曜と詳細につきましては、後日連絡させていただきます。  
※申込書送付の際は「健康診断申込書及び健康診断申込書」をご確認ください。

**☎099-267-6292 ☎099-267-6594**

電話受付は平日9:30～17:30（土・日・祝・祭日・年末年始は除く。FAXは24時間受付いたします。

**Webサイト** <http://hsck.jp/>

**登録するには** 健康診断申込書にて実施いたします。また、人数・会場によって異なる場合がございますので予めご了承ください。（要予約）  
※センター敷内でも行いますので、近隣の方はご利用ください。（要予約）

**結果について** 健康診断結果通知（個人用）と健康診断結果（個人用・フォローアップ対象者リスト）  
（業務所用）をコンピュータ処理し、お届けいたします。

**お客様相談窓口** 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ、個人情報開示の指示、訂正、削除、  
利用の停止に関するお問い合わせは、お客様相談窓口で対応させていただきます。

**受付時間** 9:30～17:30 24時間受付

	月	水	木	金
1階	受付	受付	受付 (健康診断)	受付
2階	人間ドック ヘルスサポートセンター	労災二次健診	産業保健二次健診	人間ドック(健康診断)

※健康診断窓口のみ、受付時間外に行きましても対応してまいります。ご予約の際は必ず事前のご連絡をお願いします。  
※1階・2階とも受付時間外は健康診断受付はございません。（注）

TEL **099-267-6292** (代表)

**お問い合わせ**

平日8:30～17:30  
労災二次・人間ドックは  
8:30～17:00になります。  
※健康診断結果通知は別途です。

相談・入会に関するときは **m.099-210-1140**  
 健診結果に関するときは **m.099-210-1135**  
 産業保健に関するときは **m.099-266-2631**  
 労災二次・人間ドックに関するときは **m.0120-210-254**  
 作業環境測定に関するときは **m.099-267-6240**  
 健診予約に関するときは **m.099-267-6292**

公益社団法人 鹿児島県労働者福祉会  
**ヘルスサポートセンター鹿児島**  
<http://hsck.jp/>

〒911-0115 鹿児島市西原町4-95  
TEL:099-267-6292 / FAX:099-260-1780・099-267-6594  
E-mail: [karew@hsck.jp](mailto:karew@hsck.jp)  
交通のご案内 バス/バス乗り場計画館バス停より徒歩3分  
車/上塩原橋より徒歩6分  
駐車場あり

【注】1階/2階両階とも受付時間外は健康診断受付はございません。24時間受付は健康診断受付窓口のみです。  
2階/3階/4階/5階/6階/7階/8階/9階/10階/11階/12階/13階/14階/15階/16階/17階/18階/19階/20階/21階/22階/23階/24階/25階/26階/27階/28階/29階/30階/31階/32階/33階/34階/35階/36階/37階/38階/39階/40階/41階/42階/43階/44階/45階/46階/47階/48階/49階/50階/51階/52階/53階/54階/55階/56階/57階/58階/59階/60階/61階/62階/63階/64階/65階/66階/67階/68階/69階/70階/71階/72階/73階/74階/75階/76階/77階/78階/79階/80階/81階/82階/83階/84階/85階/86階/87階/88階/89階/90階/91階/92階/93階/94階/95階/96階/97階/98階/99階/100階/101階/102階/103階/104階/105階/106階/107階/108階/109階/110階/111階/112階/113階/114階/115階/116階/117階/118階/119階/120階/121階/122階/123階/124階/125階/126階/127階/128階/129階/130階/131階/132階/133階/134階/135階/136階/137階/138階/139階/140階/141階/142階/143階/144階/145階/146階/147階/148階/149階/150階/151階/152階/153階/154階/155階/156階/157階/158階/159階/160階/161階/162階/163階/164階/165階/166階/167階/168階/169階/170階/171階/172階/173階/174階/175階/176階/177階/178階/179階/180階/181階/182階/183階/184階/185階/186階/187階/188階/189階/190階/191階/192階/193階/194階/195階/196階/197階/198階/199階/200階/201階/202階/203階/204階/205階/206階/207階/208階/209階/210階/211階/212階/213階/214階/215階/216階/217階/218階/219階/220階/221階/222階/223階/224階/225階/226階/227階/228階/229階/230階/231階/232階/233階/234階/235階/236階/237階/238階/239階/240階/241階/242階/243階/244階/245階/246階/247階/248階/249階/250階/251階/252階/253階/254階/255階/256階/257階/258階/259階/260階/261階/262階/263階/264階/265階/266階/267階/268階/269階/270階/271階/272階/273階/274階/275階/276階/277階/278階/279階/280階/281階/282階/283階/284階/285階/286階/287階/288階/289階/290階/291階/292階/293階/294階/295階/296階/297階/298階/299階/300階/301階/302階/303階/304階/305階/306階/307階/308階/309階/310階/311階/312階/313階/314階/315階/316階/317階/318階/319階/320階/321階/322階/323階/324階/325階/326階/327階/328階/329階/330階/331階/332階/333階/334階/335階/336階/337階/338階/339階/340階/341階/342階/343階/344階/345階/346階/347階/348階/349階/350階/351階/352階/353階/354階/355階/356階/357階/358階/359階/360階/361階/362階/363階/364階/365階/366階/367階/368階/369階/370階/371階/372階/373階/374階/375階/376階/377階/378階/379階/380階/381階/382階/383階/384階/385階/386階/387階/388階/389階/390階/391階/392階/393階/394階/395階/396階/397階/398階/399階/400階/401階/402階/403階/404階/405階/406階/407階/408階/409階/410階/411階/412階/413階/414階/415階/416階/417階/418階/419階/420階/421階/422階/423階/424階/425階/426階/427階/428階/429階/430階/431階/432階/433階/434階/435階/436階/437階/438階/439階/440階/441階/442階/443階/444階/445階/446階/447階/448階/449階/450階/451階/452階/453階/454階/455階/456階/457階/458階/459階/460階/461階/462階/463階/464階/465階/466階/467階/468階/469階/470階/471階/472階/473階/474階/475階/476階/477階/478階/479階/480階/481階/482階/483階/484階/485階/486階/487階/488階/489階/490階/491階/492階/493階/494階/495階/496階/497階/498階/499階/500階/501階/502階/503階/504階/505階/506階/507階/508階/509階/510階/511階/512階/513階/514階/515階/516階/517階/518階/519階/520階/521階/522階/523階/524階/525階/526階/527階/528階/529階/530階/531階/532階/533階/534階/535階/536階/537階/538階/539階/540階/541階/542階/543階/544階/545階/546階/547階/548階/549階/550階/551階/552階/553階/554階/555階/556階/557階/558階/559階/560階/561階/562階/563階/564階/565階/566階/567階/568階/569階/570階/571階/572階/573階/574階/575階/576階/577階/578階/579階/580階/581階/582階/583階/584階/585階/586階/587階/588階/589階/590階/591階/592階/593階/594階/595階/596階/597階/598階/599階/600階/601階/602階/603階/604階/605階/606階/607階/608階/609階/610階/611階/612階/613階/614階/615階/616階/617階/618階/619階/620階/621階/622階/623階/624階/625階/626階/627階/628階/629階/630階/631階/632階/633階/634階/635階/636階/637階/638階/639階/640階/641階/642階/643階/644階/645階/646階/647階/648階/649階/650階/651階/652階/653階/654階/655階/656階/657階/658階/659階/660階/661階/662階/663階/664階/665階/666階/667階/668階/669階/670階/671階/672階/673階/674階/675階/676階/677階/678階/679階/680階/681階/682階/683階/684階/685階/686階/687階/688階/689階/690階/691階/692階/693階/694階/695階/696階/697階/698階/699階/700階/701階/702階/703階/704階/705階/706階/707階/708階/709階/710階/711階/712階/713階/714階/715階/716階/717階/718階/719階/720階/721階/722階/723階/724階/725階/726階/727階/728階/729階/730階/731階/732階/733階/734階/735階/736階/737階/738階/739階/740階/741階/742階/743階/744階/745階/746階/747階/748階/749階/750階/751階/752階/753階/754階/755階/756階/757階/758階/759階/760階/761階/762階/763階/764階/765階/766階/767階/768階/769階/770階/771階/772階/773階/774階/775階/776階/777階/778階/779階/780階/781階/782階/783階/784階/785階/786階/787階/788階/789階/790階/791階/792階/793階/794階/795階/796階/797階/798階/799階/800階/801階/802階/803階/804階/805階/806階/807階/808階/809階/810階/811階/812階/813階/814階/815階/816階/817階/818階/819階/820階/821階/822階/823階/824階/825階/826階/827階/828階/829階/830階/831階/832階/833階/834階/835階/836階/837階/838階/839階/840階/841階/842階/843階/844階/845階/846階/847階/848階/849階/850階/851階/852階/853階/854階/855階/856階/857階/858階/859階/860階/861階/862階/863階/864階/865階/866階/867階/868階/869階/870階/871階/872階/873階/874階/875階/876階/877階/878階/879階/880階/881階/882階/883階/884階/885階/886階/887階/888階/889階/890階/891階/892階/893階/894階/895階/896階/897階/898階/899階/900階/901階/902階/903階/904階/905階/906階/907階/908階/909階/910階/911階/912階/913階/914階/915階/916階/917階/918階/919階/920階/921階/922階/923階/924階/925階/926階/927階/928階/929階/930階/931階/932階/933階/934階/935階/936階/937階/938階/939階/940階/941階/942階/943階/944階/945階/946階/947階/948階/949階/950階/951階/952階/953階/954階/955階/956階/957階/958階/959階/960階/961階/962階/963階/964階/965階/966階/967階/968階/969階/970階/971階/972階/973階/974階/975階/976階/977階/978階/979階/980階/981階/982階/983階/984階/985階/986階/987階/988階/989階/990階/991階/992階/993階/994階/995階/996階/997階/998階/999階/1000階



## 令和3年5月 講習開催のご案内

### 鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	小型移動式クレーン運転	4/26~4/28	4/5~4/9	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運 転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
		5/24~5/26	4/19~4/23		
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	4/26~4/27	4/5~4/9	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		5/18~5/19	4/19~4/23		
	車両系建設機械運転 (解体用)	4/30	4/5~4/9	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習 修了者
		5/6	4/5~4/9		
		6/4	4/26~4/30		
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 5/10~5/14 【科目免除者】 5/10~5/11	4/12~4/16	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【全科目者】 5/31~6/4 【科目免除者】 5/31~6/1			
	玉 掛 け	5/10~5/12	4/12~4/16	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン 運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	5/13~5/14	4/12~4/16	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/17~5/21	4/19~4/23	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円 【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
【科目免除者】 5/17~5/18					
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	5/26~5/28	4/26~4/30	会員 18,910円 一般 19,910円		
床上操作式クレーン運転	5/31~6/2	4/26~4/30	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士 免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
特別 教育	酸素欠乏・硫化水素危険作業	4/30	4/5~4/9	会員 9,020円 一般 10,120円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	5/6~5/7	4/5~4/9	会員 16,770円 一般 20,070円	
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	5/17	4/19~4/23	会員 11,220円 一般 12,320円	
	クレーン運転	5/24~5/25	4/19~4/23	会員 17,080円 一般 20,380円	
	低圧電気取扱	6/2~6/3	4/26~4/30	会員 16,170円 一般 19,470円	
そ の 他	職 長 教 育	5/6~5/7	4/5~4/9	会員 12,980円 一般 16,280円	
	第一種衛生管理者試験準備講習	5/19~5/21	4/19~4/23	会員 20,900円 一般 24,200円	※会場がオロシティーホールとなります。
	安 全 衛 生 推 進 者	6/3~6/4	4/26~4/30	会員 12,530円 一般 13,530円	※会場がオロシティーホールとなります。

### 鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け	5/17~5/19	4/14~4/16	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式ク レーン運転士、揚貨装置運転士免許所持 者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。  
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。